

議 案 第 1 号

富士見市健康づくり審議会条例の一部を改正する条例の制定について
富士見市健康づくり審議会条例（平成26年条例第4号）の一部を改正する条例を
別紙のとおり制定する。

平成31年2月19日提出

富士見市長 星 野 光 弘

提 案 理 由

市民の健康づくりを一体的に推進するため、富士見市健康づくり審議会条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市健康づくり審議会条例の一部を改正する条例

富士見市健康づくり審議会条例（平成26年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 歯科口腔保健^{くわう}の推進に関する法律（平成23年法律第95号）に基づく歯科口腔保健の推進に関すること。

第3条第1項中「15人」を「20人」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
（富士見市歯科口腔保健推進委員会条例の廃止）
- 2 富士見市歯科口腔保健推進委員会条例（平成25年条例第27号）は、廃止する。